

安全データシート

作成日:2022年10月12日

SDS 番号:J-1116

第1版

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称: アビジン溶液、ビオチン溶液
製品コード: 415041: 内因性アビジンビオチンブロッキングキット; アビジン溶液 (試薬 A); 10 ml x 1
415041: 内因性アビジンビオチンブロッキングキット; ビオチン溶液 (試薬 B); 10 ml x 1

供給者の会社名: 株式会社ニチレイバイオサイエンス
住所: 東京都中央区築地 6-19-20
担当部門: 品質保証部
電話番号: 81-3-3248-2207
FAX 番号: 81-3-3248-2243
メールアドレス: n1060x005@nichirei.co.jp
緊急連絡電話番号: 81-3-3248-2207
推奨用途及び使用上の制限: 免疫組織化学染色用

2. 危険有害性の要約

GHS 分類: 区分に該当しない

GHS ラベル要素

| | |
|----------|----|
| 絵表示: | 不要 |
| 注意喚起語: | 不要 |
| 危険有害性情報: | 不要 |
| 注意書き | |
| 安全対策: | 不要 |
| 応急措置: | 不要 |
| 保管: | 不要 |
| 廃棄: | 不要 |

3. 組成及び成分情報

化学物質の区別: 混合物

本品はタンパク質、塩類水溶液である。

本品は危険物を含んでいない。

4. 応急措置

暴露措置による応急処置

| | |
|-----------|--|
| 吸入した場合 | 悪影響が発生した場合、非汚染区域に移動すること。 呼吸困難の場合、有資格者による酸素吸入を行わなければならない。医師の手当てを受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | 多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 |
| 眼に入った場合 | 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用している場合に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の手当てを受けること。 |

| | |
|-----------------------|--|
| 飲み込んだ場合 | 飲み込んだ場合は、医師の手当てを受けること |
| 5. 火災時の措置 | |
| 消火剤 | 火を囲むような適切な消火剤を使用すること。 |
| 特有の危険有害性 | 火災危険は無視できる。 |
| 特有の消火方法 | 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 |
| 消火を行う者の保護 | 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 暴露可能性に対する防護のために、空気式呼吸器(SCBA)のような個人防護服及び保護具を着用する。 |
| 6. 漏出時の措置 | |
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | 作業者は適切な保護具(8. ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用する。 |
| 環境に対する注意事項 | 環境中に放出してはならない。 |
| 封じ込め及び浄化の方法・機材 | 砂や不燃材料で吸収する。 廃棄のために、適切な容器にこぼれた材料を集めること。 不必要な人を近づけないようにし、汚染区域を隔離し、立ち入りを拒否すること。 |
| 7. 取扱及び保管上の注意 | |
| 取扱 | |
| 技術的対策 | 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 |
| 安全取扱注意事項 | 蒸気および霧の吸入を避けること。 皮膚及び目の接触を避けること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 |
| 接触回避 | 『10. 安定性及び反応性』を参照。 |
| 衛生対策 | 取扱い後はよく手を洗うこと。 |
| 保管 | |
| 安全な保管条件 | 全ての最新の規則及び基準に従って保管および取り扱いを行うこと。 |
| 安全な容器包装材料 | 全ての最新の規則及び基準に従っている容器を使用する。 |
| 8. 暴露防止及び保護措置 | |
| 本品の含有物に暴露限界は設定されていない。 | |
| 設備対策 | 局所排気装置を設置すること。 暴露上限を遵守させること。 作業区域には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 |
| 保護具 | |
| 呼吸器の保護具 | 空中汚染水準が推奨される暴露限界を超える場合、暴露水準を抑えるのに適切な呼吸器保護具を使用すること。 仕様に適切な、特別な呼吸保護区については、健康及び安全の専門家に相談する事。 |

| | |
|------------|--|
| 手の保護具 | 適切な耐薬品手袋を着用すること。 |
| 眼の保護具 | 眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) |
| 皮膚及び身体の保護具 | 適切な耐薬品保護衣を着用すること。 |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|------------------------|-------|
| 物理状態 | 液体 |
| 色 | 無色 |
| 臭い | 無臭 |
| 融点/凝固点 | データなし |
| 沸点又は初留点及び沸騰範囲 | データなし |
| 可燃性 | データなし |
| 爆発限界及び爆発上限界/可燃限界 | データなし |
| 引火点 | データなし |
| 自然発火点 | データなし |
| 分解温度 | データなし |
| pH | データなし |
| 動粘性率 | データなし |
| 溶解度 | データなし |
| n-オクタノール/水分配係数 (log 値) | データなし |
| 蒸気圧 | データなし |
| 密度及び/又は相対密度 | データなし |
| 相対ガス密度 | データなし |
| 粒子特性 | データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|-----------|-----------------------|
| 反応性 | 通常の条件では危険有害な反応は起こらない。 |
| 化学的安定性 | 基準温度及び基準圧力下において安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | 重合は起こらない。 |
| 避けるべき条件 | 知られていない。 |
| 混触危険物質 | 知られていない。 |
| 有害な分解生成物 | 適切な耐薬品保護衣を着用すること。 |

11. 有害性情報

| | | |
|-----------|-----|--|
| 急性毒性 | 経口 | 既知の成分がすべて同一の分類区分(区分に該当しない)のため、区分に該当しない |
| | 吸入 | 既知の成分がすべて同一の分類区分(区分に該当しない)のため、区分に該当しない |
| | 吸入: | 既知の成分がすべて同一の分類区分(区分に該当しない)のため、区分に該当しない |
| | 吸入: | 既知の成分がすべて同一の分類区分(区分に該当しない)のため、区分に該当しない |
| | 粉塵、 | |
| | ミスト | |
| 皮膚腐食性/刺激性 | | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しない |

| | |
|------------------|--|
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しない |
| 呼吸器感作性 | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しない |
| 皮膚感作性 | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しない |
| 生殖細胞変異原性 | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しない |
| 発がん性 | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しない |
| 生殖毒性 | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しない |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しない |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しない |
| 誤えん有害性 | 動粘性率が不明のため、分類できない。 |
| | |
| 12. 環境影響情報 | |
| 水生環境有害性 短期(急性) | 加算法による既知の区分濃度が0%で、濃度限界(25%)未満のため、区分に該当しない |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | 加算法による既知の区分濃度が0%で、濃度限界(25%)未満のため、区分に該当しない |
| オゾン層への有害性 | データ不足のため分類できない。 |
| | |
| 13. 廃棄上の注意 | |
| 残余廃棄物 | <p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。</p> <p>特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。</p> |
| 汚染容器及び包装 | <p>容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p> <p>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p> |
| | |
| 14. 輸送上の注意 | |
| 本品は危険物に該当しない。 | |
| 国際規則 | Regulatory Information by Sea Complied with IMO. |
| | Regulatory Information by Air Complied with ICAO/IATA. |

| | | |
|------|--------------------------|--|
| 国内規制 | 陸上規制 海上規制情報 航空規制情報 | 消防法の規定に従う。 船舶安全法の規定に従う。 航空法の規定に従う。 |
|------|--------------------------|--|

15. 適用法令

| | |
|---------------------------|-----|
| 労働安全衛生法 | 非該当 |
| 化審法 | 非該当 |
| 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法) | 非該当 |
| 毒物及び劇物取締法 | 非該当 |
| 消防法 | 非該当 |
| 船舶安全法 | 非該当 |
| 航空法 | 非該当 |

16. その他の情報

連絡先
参考文献

株式会社ニチレイバイオサイエンス
NITE GHS 分類公表データ
EU CLP Regulation, Annex VI
RTECS
ECHA C&L Inventory Database

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。